



第4章

計画の内容

基本目標1 子ども・若者と子育て家庭への支援

1 子ども・若者と子育て家庭への地域における支援

【現状と課題】

本市では、「子ども・子育て支援新制度」の枠組みによる教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の各種サービスにより子育て支援を充実してきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、定期的な教育・保育の事業を利用している就学前保護者は84.8%であり、そのうち「認可保育所」が55.2%と最も高くなっています。

また、母親の現在の就労状況は「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が29.8%となっており、前回調査の18.4%と比較すると増加しています。保育所のニーズは依然として高いことがわかります。

また、令和2年度から、子ども家庭総合支援拠点として児童福祉に関する事業を行う子ども家庭支援センターと、子育て世代包括支援センターとして母子保健に関する事業を行うはぐはぐ・むらやまを一体的に運営してきましたが、令和6年4月の児童福祉法改正に伴い、「子ども家庭センター」として位置付け、更なる支援の連携を図っています。

【方向性】

定期的な教育・保育や地域子ども・子育て支援事業による子育て支援を引き続き実施するとともに、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を充実させていきます。また、子ども家庭センターを中心とした関係機関による情報提供・相談機能の強化を図ります。

(1) 情報提供及び相談機能の充実

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
1	【新規】 こども基本法及び児童の権利に関する条約の普及啓発及び子ども・若者の意見聴取	こども基本法及び児童の権利に関する条約の趣旨や内容について広報・啓発を行うとともに、施策の参考とするため子どもや若者の意見を聴取する。	児童の権利に関する条約の認知度 ・就学前保護者 54.7% ・小学生保護者 59.3%	子ども政策課
			児童の権利に関する条約の認知度 ・就学前保護者 70.0% ・小学生保護者 70.0%	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
2	子ども家庭センター事業	利用者支援事業として、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「子ども家庭センター」において、更なる支援の連携の強化、充実に努める。	実施	子ども子育て支援課
			拡充 (子ども家庭ソーシャルワーカーの設置)	
3	子ども家庭支援センター事業	子ども及び家庭並びに妊産婦に対し、総合相談、支援に係るサービスの利用援助及び調整その他の事業を行うことにより、その福祉の向上を図る。また、児童虐待における役割として、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関と連携し、幅広い情報を把握し、適切な支援を行う総合相談窓口としての機能を担う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
4	子育て世代包括支援センター(ハグはぐ・むらやま)	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター(ハグはぐ・むらやま)に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。妊娠届時に保健師等が面接、相談等を行い、妊娠中の体調管理や出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援及び子育て情報の提供を行う。	妊娠届出時 面接率 100%	子ども子育て支援課
			妊娠届出時 面接率 100%	
5	【新規】 地域子育て相談機関事業	子ども家庭センターと連携・調整を図り、妊産婦、子ども、子育て家庭からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行う。	未実施	子ども子育て支援課
			実施機関6か所	
6	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者の交流の場として保育所の園庭等を開放し、子育て相談や、子育て情報の提供、各種イベント等を開催し、子育て支援活動を行う。	実施機関4か所	子ども子育て支援課
			実施機関6か所	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
7	民生・児童委員活動 支援	各地域で住民の支援や相談に 応ずるなどの民生・児童委員 の活動を支援する。	実施	福祉総務課
			担当区域の見直し	
8	民生・児童委員協力 員活動支援	地域福祉力の更なる向上を図 るため、民生・児童委員への 協力等補完的な活動を行う民 生・児童委員協力員の活動を 支援する。	民生・児童委員協力員 2人	福祉総務課
			民生・児童委員協力員 4人	
9	子育て支援情報の 提供	市報、LINE、市ホームページ、 子育て情報アプリ等を活用し サービスの周知を図るととも に、子育てに関する情報を集 約した小冊子を作成し、妊産 婦や児童の保護者、子育て関 係機関等に提供する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
10	保育コンシェルジ ュ事業	利用者支援事業として、保護 者が保育サービスを適切に選 択し、かつ、円滑に利用できる よう、保育サービスに係る 情報の集約・提供、相談対応、 利用の支援・援助を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
11	幼稚園における相 談情報提供等事業	保護者から子育てに関する相 談に応じ、随時必要な情報の 提供及び助言を行う。	4か所	子ども育成課
			4か所	
12	心理経過観察・心理 相談・若年妊婦等の ための母性育成事 業	0歳から就学前までを対象 に、個別相談やグループ支援 を通じて、保護者が抱える育 児不安やストレスに対し、自 ら問題解決に取り組めるよう 支援を行う。また、個別相談 では、個別性を理解しながら 支援することで、母子(父子) の孤立化や虐待を未然に防ぐ など、保護者と乳幼児の心身 の健全な育成発達を助長す る。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
13	市民なやみごと相 談窓口	相談する担当課が分からな い、複数の課題を抱えている、 何らかの理由で経済的に困窮 している(困窮する可能性が ある)など、生活や福祉に関 する悩みごとについての相談 を総合的に受け付け、各種支 援につなげる。	実施	福祉総務課
			拡充 (アウトリーチ支援 の強化)	

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
14	子ども・子育てナビ (アプリ)	予防接種や健康診査の予定、 子どもの成長を管理するとともに、 子育てをしていく中で必要な 手続や子育て関連情報を配信する。	実施	健康推進課 子ども子育て支援課
			継続	
15	【新規】 重層的支援体制整備事業	既存の相談支援等の取組を活か しつつ、地域住民の複雑化・複 合化した支援ニーズに対応する 包括的な支援体制を構築する ため、相談支援、参加支援、 地域づくりに向けた支援を一 体的に実施する。	検討	福祉総務課
			実施	

(2) 子育て支援サービスの充実

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
16	認可保育所による 通常保育事業	保護者の就労等により家庭での 保育に欠ける場合に認可保育 所において保育を実施する。	13 か所	子ども育成課
			13 か所	
17	地域型保育事業	少人数の単位で3歳未満児を 対象とする小規模保育、家庭 的保育、事業所内保育及び居 宅訪問型保育事業の活用を図 る。	1 か所	子ども育成課
			1 か所	
18	認定こども園の設 置	認可保育所の保育機能と幼稚 園の幼児教育機能を一体的に 提供する認定こども園の活用 を図る。	検討	子ども育成課
			1 か所	
19	認証保育所事業	保育ニーズの多様化に対応す るため、東京都が認証した認 証保育所の活用を図る。	1 か所	子ども育成課
			1 か所	
20	ベビーシッター利 用支援事業	待機児童の保護者又は育児休 業満了者等を対象として、東 京都の認定を受けたベビーシ ッター事業者を活用し、子育 て支援の充実を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
21	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に 対応し、延長保育を実施する。	11 か所	子ども育成課
			11 か所	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
22	幼稚園における一時預かり保育事業	早朝、延長、長期休業期間中の預かり保育を実施する。	4か所	子ども育成課
			4か所	
23	休日保育事業	保護者の就労等により、日曜日や祝日の日中に家庭での保育に欠ける場合、保育を実施する。	1か所	子ども育成課
			1か所	
6	地域子育て支援拠点事業 (再掲)	乳幼児及びその保護者の交流の場として保育所の園庭等を開放し、子育て相談や、子育て情報の提供、各種イベント等を開催し、子育て支援活動を行う。	実施機関4か所	子ども子育て支援課
			実施機関6か所	
24	幼児対象子育て支援事業	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、保護者同士の交流を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
25	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を受けたい者及び支援を行いたい者を会員として登録し、会員同士が相互に育児の援助活動を行うことにより、地域における子育て環境の整備、拡充を図る。	ファミリー会員 444人 サポート会員 125人 両方会員 17人	子ども子育て支援課
			ファミリー会員 500人 サポート会員 135人 両方会員 20人	
26	一時預かり事業 (保育所)	保育所における保育が行われていない乳幼児を対象に、保護者の疾病等による緊急時や、保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に伴い、一時的に乳幼児を保育する。	4か所	子ども育成課
			4か所	
27	病児保育事業	病中又は病気の回復期にあって集団保育を受けることが困難な期間にある児童を一時的に預かる事業を実施する。	1か所	子ども子育て支援課
			3か所	
28	ショートステイ事業	疾病その他の事情により児童をその家庭において養育することが困難な保護者に代わって一時的に当該児童を保護する事業を実施する。	実施	子ども子育て支援課
			拡充	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
29	養育支援訪問事業	育児ストレス等の問題により子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など養育支援が必要な家庭に対して保健師等による指導助言等を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
30	【新規】 多様な他者との関わり の機会の創出 事業	保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子どもの健やかな成長を図る。	1か所	子ども育成課
			5か所	
31	【新規】 こども誰でも通園 制度	月一定時間までの利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用していない未就園児を時間単位で柔軟に預かる通園制度を実施する。	検討	子ども育成課
			3か所	
32	多胎児家庭支援事業	多胎児を妊娠中の妊婦や、多胎児を養育する家庭が抱える身体的・精神的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、家事育児援助や移動支援等の支援を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
33	【新規】 パースデーサポ ート事業	1歳児を養育する家庭に対し育児パッケージの交付とあわせ、子育て支援に関する情報提供を行う機会を創出し、子育て世帯に対する相談支援を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
34	【新規】 子育て世帯訪問支 援事業	家事・子育て等に対して不安を抱える子育て家庭を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。	未実施	子ども子育て支援課
			実施	
35	【新規】 児童育成支援拠点 事業	養育環境等の課題を抱える学童期の児童に対し安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、保護者への相談支援や関係機関との連絡調整を行う。	未実施	子ども子育て支援課
			実施	

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
36	【新規】 親子関係形成支援 事業	児童との関わり方や子育てに 悩みや不安を感じている保護 者及びその児童に対し、講義 やグループワーク、ロールプ レイ等を通じて児童の心身の 発達状況等に応じた情報提 供、相談及び助言を行うとと もに、保護者同士が相互に悩 みや不安を相談、共有し、情 報交換ができる場を設ける等 の支援を行う。	未実施	子ども子育て 支援課
			実施	

(3) 子ども・若者の健全育成

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
37	養育家庭制度の周 知及び理解と協力 の促進	親の虐待や病気等の理由によ り親元で暮らすことのできな い児童を家庭に代わって養育 する養育家庭制度の周知及び 養育家庭に関わる人の理解と 協力の促進を図るため、里親 体験発表会や研修等を実施す るとともに、市イベント等 での周知広報を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
38	スポーツ少年団運 営支援事業	スポーツ大会への参加や講演 会の開催、研修会等への人員 派遣、指導者の育成・確保を 支援する。	スポーツ少年団 3団体	スポーツ 振興課
			スポーツ少年団 9団体	
39	少年・少女スポーツ 大会事業	少年少女の体力的、精神的な 育成を目的に、少年野球大会 等を開催する。	実施	スポーツ 振興課
			継続	
40	スポーツ振興事業	各種スポーツ大会及び各地区 でのレクリエーション事業を 開催し、市民のスポーツレク リエーション活動の普及・振 興を図る。	実施	スポーツ 振興課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
41	青少年教室	体験活動を通して、リーダーシップ及びグループワークの大切さを学習し、将来の武蔵村山市を支えるリーダーとしての知識、技術、態度等の養成を行う。	実施	文化振興課
			継続	
42	青少年吹奏楽団の育成支援	大型楽器等の貸出しを行い、青少年の音楽活動を支援する。	実施	文化振興課
			継続	
43	青少年問題協議会の運営	青少年の健全育成のため、青少年健全育成基本方針に基づき、年度ごとに青少年健全育成重点施策を策定するとともに、関係機関との情報共有を図る。	実施	子ども政策課
			継続	
44	青少年補導連絡会による街頭補導活動等	青少年の健全育成を図るため青少年補導連絡会による街頭補導活動や広報啓発活動等を実施する。	実施	子ども政策課
			継続	
45	青少年対策地区活動推進	地域社会における青少年の健全育成を図るため、青少年対策地区に対し活動費の一部の補助を行う。	実施	子ども政策課
			継続	
46	北多摩地区保護観察協会活動支援	北多摩地区の17市で構成し、犯罪予防、更生活動及び地域社会の環境浄化に取り組んできた北多摩地区保護観察協会の活動を支援する。	実施	福祉総務課
			継続	
47	北多摩西地区保護司会武蔵村山分区活動支援	青少年の犯罪の予防、保護観察研修会及び更生活動等を行っている北多摩西地区保護司会武蔵村山分区の活動を支援するため、活動費の一部の補助を行う。	実施	福祉総務課
			継続	
48	社会を明るくする運動の推進	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とし、「社会を明るくする運動推進委員会」を設置し、本運動の取組を推進する。	実施	福祉総務課
			継続	

2 仕事と生活の調和の実現

【 現状と課題 】

共働き家庭の増加や、働き方改革などの社会的背景からも、仕事と子育ての両立のための支援のニーズは高まっており、多様な働き方や父親の子育て参加について企業の理解と協力を求めていくとともに、ワーク・ライフ・バランスを啓発する取組を支援してきました。子育て支援に関するニーズ調査では、育児休業を取得した割合は母親では45.0%であるのに対し、父親では17.3%となっています。育児休業を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が28.9%となっている一方、父親では「仕事が忙しかった」が39.2%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が35.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が28.2%となっており、経済面や職場環境による理由が多くなっています。

育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発を行っていく必要があります。

【 方向性 】

仕事と子育ての両立のため、保育サービスの充実に加え、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

また、若い世代が、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができるよう支援します。

(1) 仕事と子育ての両立の推進

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
49	男女共同参画促進のための啓発事業	男女共同参画計画に基づく、男女共同参画促進のためのフォーラムや講座、パネル展の開催、情報誌の発行等を行う。	実施	協働推進課
			継続	
50	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定	市内事業所を対象としてワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定を行い、普及・啓発することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	新規認定事業所数 18事業所	協働推進課
			新規認定事業所数 30事業所以上	

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
51	育児休業取得に向けた環境づくり	育児休業取得状況や時間外労働の時間等を把握し、公表するとともに数値目標の実現に向けた各種取組を行う。	男性職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者（2週間以上）の割合 37.5%	職員課
			男性職員の育児休業の新規取得対象者に対する取得者（2週間以上）の割合 85%以上	
52	男性の育児参加に向けた啓発・支援	男女共同参画センター「ゆーあい」等における講座・講習会を通して、家事・育児を男女が共に担うことに対する男性の意識改革を促すとともに、実際に男性が参加することを支援する。	実施	協働推進課
			継続	

(2) 就職・創業への支援

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
53	関係機関と連携した就職支援	ハローワーク及び東京しごとセンターとの連携のもと、就職支援情報やパンフレット等の提供を行う。また、マザーズハローワーク立川による出張相談を定期的で開催する。	実施	産業観光課
			継続	
54	資格・技能情報の収集と提供	就職・再就職を支援するために、東京しごとセンター等が実施する能力開発事業、資格取得等の支援事業の周知、案内・紹介を行う。	実施	産業観光課
			継続	
55	創業支援事業	創業支援等事業計画に基づき、特定創業等支援事業（創業塾、個別相談等）を実施し、市内での創業を希望する者等の支援を行う。	創業者数 8人/年	産業観光課
			創業者数 25人/年	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
56	生活困窮者及び被 保護者就労準備支 援事業	生活困窮者及び生活保護受給者のうちひきこもり等の理由で生活リズムが崩れている等、就労に向けた準備が必要な方を対象として、一般就労の準備に向けて、パソコン教室や屋外のウォーキング、ビジネスマナー研修などの支援を実施する。	生活困窮者 支援人数 13人 生活保護受給者 支援人数 30人	福祉総務課 生活福祉課
			生活困窮者 支援人数 15人 生活保護受給者 支援人数 33人	
57	被保護者自立促進 事業（就労支援）	就職活動に取り組む生活保護受給者に、就職活動をするための費用を補助する。	実施	生活福祉課
			継続	
58	就労自立給付金の 支給	生活保護を必要としなくなった者に対して、税・社会保険料等の負担を緩和するため就労自立給付金を支給する。	実施	生活福祉課
			継続	



3 子ども・若者と子育て家庭への経済的支援の充実

【現状と課題】

子育て家庭の経済的負担感を軽減させるよう、各種手当の支給や子どもの医療費の助成など経済的支援の充実を図り、また、経済的に厳しい状況に置かれやすいと考えられる多子世帯が安心して子どもを産み育てることができるよう支援に努めてきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、保護者が必要と思う子育て支援策については、「保育料の減額や免除」や「児童手当の増額」という回答が多く、経済的な支援や負担の軽減を求める意見が多くなっています。

【方向性】

幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を図るため、児童手当や子どもの医療費助成の拡充を行いました。

次代を担う全ての子どもの育ちを支えるため、基礎的な経済支援策を引き続き実施します。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
59	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。	実施	保険年金課
			継続	
60	児童手当	家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全育成及び資質の向上を図るため、高校3年生相当までの児童を養育している保護者等に手当を支給する。	拡充	子ども育成課
			継続	
61	子どもの医療費助成事業	0歳から18歳の年度末までの全ての子どもの医療費の無償化を引き続き実施する。	拡充	子ども育成課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
62	多子世帯に対する 国民健康保険税の 減免事業	国民健康保険の18歳未満の 被保険者が2人以上いる場合 であって、世帯の所得が200 万円以下の場合に第2子に係 る国民健康保険税の均等割額 を半額に、第3子以降に係る 均等割額を免除する。	実施	保険年金課
			継続	
63	幼児教育・保育の無 償化	幼稚園、認可保育所等を利用 する3歳から5歳児クラスの 子どもと0歳から2歳児クラ スの住民税非課税世帯の子ど もの保育料を無償とする。	実施	子ども育成課
			継続	
64	保育所等利用負担 軽減事業	子どもを2人以上持つ世帯が 保育所等を利用した際に、第 2子以降の保育料を無償とす る。また、東京都の補助を活 用し、第1子からの保育料無 償化へ拡充を図る。	実施	子ども育成課
			拡充	
65	実費徴収に係る補 足給付事業	教育・保育給付認定保護者の うち生活保護世帯の日用品・ 文房具等に要する費用並びに 施設等利用給付認定保護者の うち低所得世帯及び第3子以 降の副食材料費に要する費用 の一部を補助する。	実施	子ども育成課
			継続	
66	認可外保育施設利 用支援事業補助金	認可外保育施設の利用者に対 して保育料の一部の補助を行 う。	実施	子ども育成課
			継続	
67	私立幼稚園等園児 保護者負担軽減補 助金	私立幼稚園等に通園する園児 の保護者に対し、補助金を交 付することによって保護者の 負担軽減を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
68	【新規】 学校給食の無償化	東京都の補助を活用し、子育て 家庭の経済的負担を軽減する ため、市立小・中学校に通 う児童・生徒の学校給食費を 無償化する。	実施	学校給食課
			継続	
69	修学旅行・移動教室 保護者負担軽減事 業	学校外に教育の場を求めて行 われる修学旅行及び移動教室 の教育活動に対して、宿舍借 上料の一部を補助し、保護者 の負担軽減を図る。	実施	教育総務課
			継続	

基本目標2 健康の確保と増進

1 母子の健康づくり

【 現状と課題 】

本市では、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、子どもの発育や成長段階に応じた疾病予防・健康増進のための取組や妊産婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導、乳幼児健診等の充実を図ってきました。

また、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野と教育分野が連携した食育の推進に努めてきました。

周産期に求められる様々なニーズに対して、子育て当事者の不安を解消するため、ライフステージに応じた切れ目のない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制を構築しました。

【 方向性 】

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

また、産後ケア事業の提供体制の確保など、産前産後の支援の充実と体制強化とともに、予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、取組を進めていきます。

(1) 疾病予防・健康増進の推進

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
4	子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま） （再掲）	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。妊娠届時に保健師等が面接、相談等を行い、妊娠中の体調管理や出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援及び子育て情報の提供を行う。	妊娠届出時 面接率 100%	子ども子育て 支援課
			妊娠届出時 面接率 100%	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
70	パパとママのママニティクラス(母親学級・両親学級)	妊婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行うとともに、仲間づくりの場の提供、健診や子育て情報を提供する。	6学級/年 定員最大8組	子ども子育て支援課
			6学級/年 定員最大10組	
71	妊婦健康診査及び新生児聴覚検査等	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金による基金を用いて、妊婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に出生した分べん取扱機関等で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、スクリーニング検査を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
72	精密健康診査	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
73	こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業及び妊産婦・新生児等訪問指導	妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師等が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	訪問率 99.1%	子ども子育て支援課
			訪問率 100%	
74	乳幼児健康診査	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
75	【新規】 小児インフルエンザワクチン任意接種補助事業	インフルエンザワクチンの2回接種が必要な生後6か月から13歳未満までの子どもを対象に、任意接種に係る費用の一部を補助する。	実施	健康推進課
			継続	
76	乳幼児歯科健康教室(かむかむキッズ)	10か月児から1歳6か月児の乳幼児の保護者を対象に、初期のむし歯予防を目的とした食事のポイント、歯みがき等について指導・助言を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
77	乳幼児歯科健康診査(ビーバー歯科健診)	0歳から6歳(未就学児)までの乳幼児を対象に、歯科医師による歯科健診や歯みがきの相談、フッ素塗布などの予防処置を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
78	予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種を実施し、感染症等の予防に努める。	実施	健康推進課
			継続	
79	健康づくり推進協議会	市民健康づくり推進協議会において、武蔵村山市健やかプラン(健康増進計画・食育推進計画・母子保健計画)の進捗状況を確認するとともに、健康づくりや食育等の取組について協議する。	実施	健康推進課
			継続	
80	健康に関するパネル等の展示	ポスターやパネル等を活用して、多くの市民に母子保健事業や子どもの成長を社会全体で支え合う必要性を具体的に紹介する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

(2) 妊娠・出産・育児に関する家庭支援

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
4	子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま） （再掲）	妊娠期から育児期にわたる「切れ目のない支援」のために、子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）に保健師等を配置し、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供する。妊娠届時に保健師等が面接、相談等を行い、妊娠中の体調管理や出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、育児に関する悩み事等に対応する相談支援及び子育て情報の提供を行う。	妊娠届出時 面接率 100%	子ども子育て 支援課
			妊娠届出時 面接率 100%	
12	心理経過観察・心理相談・若年妊婦等のための母性育成事業 （再掲）	0歳から就学前までを対象に、個別相談やグループ支援を通じて、保護者が抱える育児不安やストレスに対し、自ら問題解決に取り組めるよう支援を行う。また、個別相談では、個別性を理解しながら支援することで、母子（父子）の孤立化や虐待を未然に防ぐなど、保護者と乳幼児の心身の健全な育成発達を助長する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
71	妊婦健康診査及び 新生児聴覚検査等 （再掲）	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金による基金を用いて、妊婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に出生した分べん取扱機関等で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、スクリーニング検査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
74	乳幼児健康診査 （再掲）	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
81	保健指導票の交付	経済的な理由で医療機関での健康診査を受けることが困難な妊産婦や乳幼児に対して、保健指導票の交付を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
82	入院助産	経済的な事情で入院して出産することが困難な妊産婦に出産費用を助成する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
83	家事育児サポーター事業	育児、家事等の支援を必要とする3歳未満の児童を養育している家庭等に対し、訪問による育児等の支援を行うことで、子育て家庭の負担の軽減を図る。	実施	子ども子育て支援課
			拡充	
84	未熟児養育医療等助成	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、指定養育医療機関に入院させ、必要な医療の給付を行うほか、医療費の自己負担分の助成を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
85	ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけをつくるため、3か月～4か月児健康診査時に乳児を対象に絵本をプレゼントし、簡単な読み聞かせを行う。	実施	図書館
			継続	
86	産後ケア事業	出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行う。	【委託契約先】 短期入所型：2か所 通所型：2か所 居宅訪問型：7人 【利用可能期間】 原則、生後6か月以内	子ども子育て支援課
			【委託契約先】 短期入所型：3か所 通所型：3か所 居宅訪問型：10人 【利用可能期間】 原則、生後1年以内	
87	【新規】 出産子育て応援事業	面談や継続的な情報発信を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援（妊婦等包括相談支援事業）と、出産育児関連用品の購入費等の負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
88	【新規】 低所得妊婦初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ることなどを目的として、初回の産科受診料の費用を助成する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
89	【新規】 プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの普及啓発等の取組を推進し、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

(3) 食育の推進

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
90	離乳食教室	5か月から8か月頃の乳児の保護者を対象に、試食や調理実演を通して離乳食の進め方を学ぶ教室を実施するとともに、仲間づくりの場を提供する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
91	幼児食教室	食べることへの興味や関心を育むため、2歳から6歳（就学前）までの幼児とその保護者が親子で参加する幼児食教室を実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
92	学校給食	郷土食・行事食献立の実施及び地場農産物の積極的な利用を図るとともに、給食だよりや毎月の予定献立表の紙面、給食試食会等を通じ、食に関する指導及び情報提供を行う。	実施	学校給食課
			継続	
93	【新規】 学校給食におけるアレルギー除去食の提供	食物アレルギー事故を防止するため、学校給食においてアレルギー除去食の提供を実施する。	検討	学校給食課
			実施	

2 小児医療の充実

【 現状と課題 】

本市では、関係機関との連携のもと、小児初期救急や休日等の医療体制を確保し、子どもとその家庭がいかなるときも安心して医療サービスを受けることができる環境づくりに努めてきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、必要と思われる子育て支援策について、子ども医療の拡大が就学前児童保護者で9.4%、小学生保護者で18.9%となっています。

【 方向性 】

子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、引き続き小児医療体制の確保に努めます。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
94	休日急患診療事業	休日・祝日及び年末年始における急病者の診療を実施する。	実施	健康推進課
			継続	
95	休日準夜急患診療事業	休日及び祝日の準夜における急病者の診療を実施する。	実施	健康推進課
			継続	
96	休日歯科急患診療事業	休日及び年末年始における急病者の診療を実施する。	実施	健康推進課
			継続	

3 若者の健やかな育成

【 現状と課題 】

子ども・若者を取り巻く状況調査では、現在、困っていることや悩んでいることとして、「健康のこと」と答えた割合が 24.7%となっています。心身の健康等についての情報提供や心のケアの充実を図ることが必要です。

【 方向性 】

若年層の市民を対象に、糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見・早期治療を目的として健康診査を実施します。

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

また、性的指向や性自認の多様性に関する理解を深めるため広報啓発活動等を行います。

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
97	【新規】 若年健康診査事業	特定健康診査等の対象とならない若年層（20～39歳）の市民に対し、健康診査を実施する。	実施	健康推進課
			継続	
89	【新規】 プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する相談支援等 (再掲)	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの普及啓発等の取組を推進し、不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
98	性の多様性に関する理解の促進	性の多様な在り方とそれを取り巻く人権課題について市民の理解と配慮を促す。	実施	協働推進課
			継続	
99	自殺対策事業	関係機関との連携・協力を図りながら、市民に対して心の健康づくりについての知識や相談窓口等について普及啓発を行う。	実施	健康推進課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
100	薬物乱用防止推進 事業	薬物乱用防止推進武蔵村山地区協議会と協働し、薬物への正しい知識について普及啓発を図る。	実施	健康推進課
			継続	
101	歯周疾患検診	20歳以上の市民を対象に、歯と口腔の健康維持のため、検診と歯科保健指導を実施する。	実施	健康推進課
			拡充	

基本目標3 教育環境の整備

1 学校教育の充実

【 現状と課題 】

児童・生徒一人一人の「生きる力」を支える確かな学力の定着や心と体の育成を推進し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域と学校の連携を強化する取組により開かれた学校づくり、信頼される学校づくりを推進してきました。

生活実態調査では、授業の理解度について、「わかる」と回答した人は、小学5年生では85.4%、中学2年生では65.3%となっており、「わからない」と回答した人は、小学5年生では13.6%、中学2年生では33.7%となっています。

また、いじめや不登校については、「教育相談室」や「適応指導教室」により対応支援を図ってきました。

生活実態調査では、いじめられたことがあった（「よくあった」「時々あった」の合計）と回答した割合が小学5年生、中学2年生それぞれ15.6%、16.6%となっています。

【 学力調査の結果から 】

「令和5年度武蔵村山市立学校児童・生徒の学力向上を図るための意識調査」によると、小学校4・5年生対象の調査では「自分のいいところをいくつか言えますか。」の質問に対し、肯定的な回答をした児童が4年生では80%、5年生では63.9%でした。また、中学校2年生対象の調査で「夢中になった、勉強が面白いと思った、やる気が出た、という記憶に残っている授業はありますか。」の質問に対し、肯定的な回答は60.9%であり、「いくつかある」と回答した生徒の割合は中学1・2年生共に全国の数値を上回っています。

また、「令和6年度全国学力・学習状況調査」の結果によると、「授業の内容はよく分かりますか。」の質問に対し、小学校（国語・算数）、中学校（国語・数学）共に肯定的な回答をした児童生徒が70%を上回っていました。

今後も、子どもたちの実態を把握しながら、良いところを認め、褒め、伸ばす授業づくりを心掛けていきます。

【 方向性 】

引き続き、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指します。

また、不登校の状態にある生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、個別学習等の支援を行います。

成長過程にある子どもが基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切に作る心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域及び関係機関が連携して支援します。

(1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
102	授業改善推進プランの作成・活用	より子どもたちの実生活に活きる、具体的な事象に結び付けた授業を大切に授業改善を行い、生きる力を身に付けられるようにする。	実施	教育指導課
			継続	
103	個に応じた指導の実施	児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等による個に応じたきめ細かな指導を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
104	情報活用能力の育成	一人1台端末や図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成し、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
105	学校司書の配置と活用の推進	市内全小・中学校に専任の学校司書を1人ずつ週4日配置し、学校及び家庭における読書活動を推進することにより、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに言語力の育成を図る機会を提供する。	1人当たり貸出冊数 36冊/年	教育指導課
			1人当たり貸出冊数 40冊/年	
106	地域未来塾	家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。	実施	文化振興課
			継続	
107	帰国子女等指導事業	外国から帰国又は来往した児童・生徒が、日本の社会生活に適應できるよう、小学校に設置された日本語学級に帰国子女等指導助手を配置し、日本語の指導、助言及び生活指導を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
108	外国青年英語教育推進事業	英語科の授業及び特別活動での英語教育を推進するため、各中学校に補助教員として外国青年を配置し、英語教育の充実を図る。また、小学校における国際理解教育を推進するため各小学校に派遣を行う。	実施	教育指導課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
109	人権・道徳教育の推進	児童・生徒が社会生活の基本ルールや、人を思いやる心を身に付けられるよう人権教育を推進するとともに、教員が率先して挨拶を行い、子ども一人一人のよさを認める等、人間としての生き方や道徳的価値について自覚を深められるような指導に努める。	実施	教育指導課
			継続	
110	伝統・文化教育の推進	郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、地域の歴史や風土について学ぶ機会の充実を図るとともに、伝統や文化を継承しようとする態度を育む教育を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
111	野山北公園内水稲栽培	自然体験・勤労体験学習及び児童の健全育成の一環として、小学校5年生を対象に野山北公園内学習田で水稲栽培を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
112	学校週5日制対応事業	学校週5日制を有効活用するために、土曜日チャレンジ学校等を実施し、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施	文化振興課
			継続	
113	部活動補助事業	心身共に発育成長期の生徒の人格形成に大きな影響を及ぼす部活動の円滑な運営を図るため、必要な助成を行う。	実施	教育指導課
			継続	
114	部活動支援事業	中学校の部活動を対象として、部活動外部支援員及び部活動指導員による技術的な指導等を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
115	市立中学校総合体育大会	生徒の体力向上及び豊かな人間形成を図るため、市内全中学校の総合体育大会を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
116	受験生チャレンジ支援貸付事業	受験費用等の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して、学習塾等の費用や受験費用の貸付を行う東京都の受験生チャレンジ支援貸付事業の利用相談や申請手続の支援を行う。	【貸付件数】 学習塾等費用 52 件 受験料 59 件	福祉総務課
			【貸付件数】 学習塾等費用 78 件 受験料 78 件	

(2) 信頼される学校づくり

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
117	各種研修会	教員の資質向上と、より教育水準を高めることを目的として、各種研修会を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
118	小・中学校教育研究会奨励事業	市内全小・中学校の教育振興と教員の資質向上を目的として、全教員で組織された研究会が行う研究活動に対して、奨励費を交付する。	実施	教育指導課
			継続	
119	市立学校校内研究奨励事業	市内全小・中学校における研究課題に基づいた校内研究活動に対し、助成を行う。また、特色ある教育及び学校づくりを推進するため、奨励費を交付する。	実施	教育指導課
			継続	
120	幼稚園・保育所等と小学校との連携	幼稚園・保育所等と小学校の円滑な接続と連携を図る取組を行う。	実施	教育指導課
			継続	
121	小学校補助教員派遣事業	全小学校にエデュケーション・アシスタントを各校1人配置し、児童一人一人に対するきめ細やかな指導の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを推進する。	実施	教育指導課
			継続	
122	総合教育会議	市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、効果的な教育行政を推進するため、総合教育会議を設置する。	実施	子ども政策課 教育総務課
			継続	

(3) いじめ・不登校等への取組

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
109	人権・道徳教育の推進 (再掲)	児童・生徒が社会生活の基本ルールや、人を思いやる心を身に付けられるよう人権教育を推進するとともに、教員が率先して挨拶を行い、子ども一人一人のよさを認める等、人間としての生き方や道徳的価値について自覚を深められるような指導に努める。	実施	教育指導課
			継続	
123	教育相談室	相談内容に応じた専門家による教育相談、就学相談、スクールソーシャルワーカーの派遣等の相談事業を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
124	適応指導教室	学校に行けない児童・生徒に対して、学習指導等を行い、学校生活への復帰を支援する。	実施	教育指導課
			継続	
125	スクールカウンセラーの配置	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	実施	教育指導課
			継続	
126	【新規】 チャレンジクラス (SUNルーム)	不登校の状態にある中学生が安心して学校生活を送ることができるよう、ゆとりのある生活時程の下、一人一人の学習状況に合わせた個別学習等の支援を行う。	実施	教育指導課
			継続	

2 幼児教育の充実

【 現状と課題 】

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園、保育所等において、安全・安心な環境の中で幼児教育・保育を実施してきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、平日に定期的に教育・保育事業を利用する理由は「子どもの教育や発達のため」が61.3%と高くなっています。

【 方向性 】

幼児教育を充実する観点から、引き続き私立幼稚園に関する補助を行うとともに、保育機能と幼児教育機能を一体的に提供する「認定こども園」を設置し、その活用を図ります。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
18	認定こども園の設置 (再掲)	認可保育所の保育機能と幼稚園の幼児教育機能を一体的に提供する認定こども園の活用を図る。	検討	子ども育成課
			1か所	
67	私立幼稚園等園児 保護者負担軽減補助金 (再掲)	私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し、補助金を交付することによって保護者の負担軽減を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
120	幼稚園・保育所等と 小学校との連携 (再掲)	幼稚園・保育所等と小学校の円滑な接続と連携を図る取組を行う。	実施	教育指導課
			継続	
24	幼児対象子育て支 援事業 (再掲)	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、保護者同士の交流を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
127	おはなしの会	乳幼児から小学生まで及びその保護者を対象に、絵本や紙芝居の読み聞かせ、手遊びなどを実施する。	実施	図書館
			継続	

3 家庭や地域の教育力の向上

【 現状と課題 】

地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、市民が地域ぐるみの子育てに参画しやすい環境を整備することで、地域全体で子どもの健全育成を進める体制づくりに努めてきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、子どもの育ちを取り巻く環境について、子育てに影響すると思う環境が「家庭」と回答した割合は、就学前児童保護者が95.1%、小学生保護者が94.4%となっています。また、「地域」と回答した割合は、就学前児童保護者が51.7%、小学生保護者が44.0%となっています。

子どもが健やかに成長するために、家庭と地域の役割は重要となっています。

【 方向性 】

家庭における教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を実施するなど、保護者に寄り添う家庭教育を支援します。

また、学校、家庭及び地域が連携し、地域全体で子どもを育てるという視点に立って本市の地域特性を活かした開かれた学校づくりを進めます。

(1) 家庭教育の充実

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
70	パパとママのマタニティクラス(母親学級・両親学級) (再掲)	妊婦、配偶者等を対象に、妊娠・出産・産褥期の特徴と健康管理、新生児期の育児等についての講義と実習を行うとともに、仲間づくりの場の提供、健診や子育て情報を提供する。	6学級/年 定員最大8組	子ども子育て支援課
			6学級/年 定員最大10組	
128	家庭教育講座	家庭は子どもの人間関係の基礎を培う重要な場であることから、保護者と子どもの基本的な学びの場として、講演会や実習会等を開催し、家庭教育への支援を行う。	実施	文化振興課
			継続	
129	「家庭の日」普及の 広報・啓発	青少年の健全育成について、家庭が最も大切な役割を持つという認識から、家庭がその機能を十分に発揮できるためのきっかけづくりとして、毎月第一日曜日を「家庭の日」として位置付け、普及について広報・啓発する。	実施	子ども政策課
			継続	

(2) 地域の教育力の充実

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
106	地域未来塾 (再掲)	家庭での学習が困難であるなど、学習習慣が十分に身に付いていない児童・生徒を対象に、市内全小・中学校で地域住民等の協力により学習支援を実施する。	実施	文化振興課
			継続	
112	学校週5日制対応 事業 (再掲)	学校週5日制を有効活用するために、土曜日チャレンジ学校等を実施し、子どもたちに体験活動や学習活動の場を提供する。	実施	文化振興課
			継続	
130	【新規】 まちづくり学習の 推進	子どもたちが本市への理解を深めるとともに、まちづくりに参画していくため、各教科等に関連付けて市内全小・中学校で「まちづくり学習」を推進する。	実施	教育指導課
			継続	
131	コミュニティ・ス クールの活用	保護者や地域の意見を学校運営に反映し、地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進する。	実施	教育総務課 教育指導課
			継続	
132	世代間交流の促進	子どもと高齢者等との交流を通して、世代間交流を促進する。	実施	スポーツ 振興課 文化振興課 教育指導課 協働推進課
			継続	
133	総合型地域スポ ーツクラブ(よってか っしゅクラブ)の運 営支援	地域住民が世代を超えてスポーツ活動や文化活動を通じた交流が行えるよう、地域が主体となる運営を支援する。	クラブ数1団体 クラブ会員数172人	スポーツ 振興課
			クラブ数1団体 クラブ会員数480人	
134	図書館資料の充実	図書館資料の充実を図り、子どもに読書の面白さ楽しさを知ってもらうとともに、知的好奇心等の高揚につながる資料展示や紹介に努める。	実施	図書館
			継続	
135	一斉学校公開の実 施	各学校の経営方針や教育活動などの情報を発信するほか、市内全小・中学校で一斉学校公開を実施し、保護者や地域と共により良い学校づくりを推進する。	実施	教育指導課
			継続	

基本目標4 子ども・若者を支援する安全・安心な生活環境の整備

1 安全・安心なまちづくり

【現状と課題】

子どもが交通事故の被害などに遭わないよう、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、児童・生徒への交通安全教育の強化に努めてきました。

また、防災に関わる教育、避難訓練、保護者や地域との連携等により、災害時に子どもの安全が確保できる体制づくりを進め、また、安全・安心パトロール活動の推進など、子どもを犯罪等の被害から守るための取組を実施してきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、身近な地域の活動について、「交通安全や犯罪防止のためのパトロールをする活動」があるとよいと回答した割合は、就学前児童保護者では43.2%、小学生保護者では48.2%となっています。

【方向性】

今後も、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を実施します。

また、子どもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らを守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じた安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を行います。

(1) 安全な道路交通環境の整備

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
136	道路環境の充実	道路の新設・改良において、通行者の安全を図るため、歩道の切下げや段差の適切な解消に努めている。引き続き東京都福祉のまちづくり条例等を遵守し、安全で快適な歩道の整備を進める。	実施	道路下水道課
			継続	
137	地域公共交通計画の検討と推進	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの実現を目指し、地域公共交通計画を検討・策定し、推進する。	検討	交通企画・モノレール推進課
			実施	

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
138	道路・公園などの都市基盤整備	道路・公園等の都市基盤整備を図り、安心・安全のまちづくりを推進する。	実施	都市計画課 道路下水道課
			継続	
139	キッズ・ゾーンの設定の推進	保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定等具体的な交通安全対策を検討する。	検討	子ども育成課 防災安全課 道路下水道課
			実施	

(2) 子どもの交通安全の確保

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
139	キッズ・ゾーンの設定の推進 (再掲)	保育所等が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの設定等具体的な交通安全対策を検討する。	検討	子ども育成課 防災安全課 道路下水道課
			実施	
140	児童・生徒に対する交通安全教育の推進	保育所・幼稚園での横断歩道歩行訓練、小学校での自転車安全運転教室、中学校でのスケアード・ストレイト(実体験的教育)を開催し、児童・生徒の交通安全意識の向上を図る。	実施	防災安全課
			継続	
141	夏期交通防犯映画会の実施	夏休み中における子どもの事故防止のため、交通・防犯に関するDVDを上映し、児童・生徒の安全意識の向上を図る。	夏期交通防犯映画会 協力団体数 9団体	防災安全課
			夏期交通防犯映画会 協力団体数 18団体	
142	学童交通擁護員の配置	小学校の通学時に学童交通擁護員を配置し、児童の交通安全の確保と交通安全指導の推進を図る。	実施	教育総務課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
143	通学路合同点検の 実施	東大和警察署、武蔵村山市(防 災安全課及び道路下水道課)、 武蔵村山市教育委員会、学校 教職員及びPTA等の関係機 関が、児童の安全のため合同 で通学路の点検を実施する。	実施	教育総務課 防災安全課 道路下水道課
			継続	

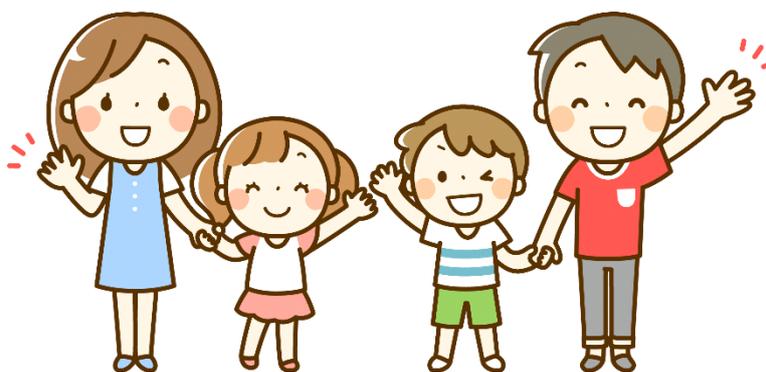
(3) 災害時における子どもの安全の確保

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
144	液体ミルク普及啓 発事業	災害時において、すぐに飲む ことができる液体ミルクを購 入し、乳児検診等で新生児及 び乳幼児を持つ家庭へ普及啓 発する。	実施	防災安全課
			継続	
145	学校安全計画の作 成及び安全指導の 充実	各学校において、安全指導計 画を作成するとともに、月1 回実施する安全指導日等を通 して、災害安全等について計 画的に指導し、児童・生徒が 自分の身を守れるようにす る。	実施	教育指導課
			継続	
146	避難訓練の実施	各学校において、様々な想定 に基づいた避難訓練を月1回 実施し、児童・生徒が避難経 路や避難方法を確実に学べる ようにするとともに、自己・ 他者の安全を守ろうとする態 度を育む。	実施	教育指導課
			継続	
147	保護者・地域との連 携による安全確保 体制の確立	災害発生時に、保護者・地域 との連携により、児童・生徒 の安全確保ができる体制を確 立する。	実施	教育指導課
			継続	

(4) 子ども・若者の犯罪等被害の防止

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
148	安全・安心パトロール活動の推進	青色防犯パトロールによる巡回や見守り番等の地域ボランティア活動により、子どもの通学時における見守りを強化する。	実施	防災安全課
			継続	
149	子ども110番ハウス	児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所を確保する。	実施	教育総務課
			継続	
150	防犯プレートの配布	児童・生徒への見守り、声掛け運動を推進するため、自転車に装着する防犯プレートを配布する。	実施	教育総務課
			継続	
151	防犯ブザー・ランドセルカバーの配布	児童を犯罪・交通事故から守るため、小学校1年生を対象に防犯ブザー及びランドセルカバーを配布する。	実施	教育総務課
			継続	
152	通学路防犯カメラの管理・運用	通学路防犯カメラを適切に管理・運用することにより、児童の見守り活動を補完するとともに、児童の安全確保の強化を図る。	実施	教育総務課
			継続	
153	情報提供サービス事業	安心、安全のための犯罪、災害情報等について各種情報発信ツールを利用して配信する。	実施	防災安全課 教育指導課
			継続	
154	セーフティ教室	児童・生徒が、交通事故や不審者、パソコン・携帯電話などを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催する。	実施	教育指導課
			継続	
155	子ども安全ボランティア	市内小学校の通学路等において見守りやパトロールを行い、登下校時の児童の安全確保を推進する。	ボランティア 162人	教育総務課
			ボランティア 200人	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
156	若年層消費者被害 防止事業	市民の消費生活の安定と向上 を図るため、若年層を対象と した啓発活動を実施する。	実施	協働推進課
			継続	



2 子ども・若者の居場所の確保

【 現状と課題 】

子どもが安心して過ごすことができる居場所として、学童クラブと放課後子供教室の連携、児童館の充実等を行い、子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりや公園・広場等の整備を図ってきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、就学前の子どもの保護者への調査で、子どもの小学校入学後の放課後の過ごし方として希望が多いのは、小学校低学年のうち「学童クラブ（放課後児童クラブ）」、高学年では「自宅」「習い事」の割合が高くなっています。

また、生活実態調査では、今後、機会があれば利用したいと思う場所について、「みんなでスポーツができる場所」「休日にいることができる場所」が小学5年生、中学2年生とも高くなっています。また、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」が中学2年生で高くなっています。

【 方向性 】

就学後の子どもが放課後を安心して過ごすことができる学童クラブや放課後子供教室などを引き続き実施するとともに、様々な学びや体験、外遊びの機会に接することができるよう、多様なニーズに応じた多様な居場所づくりについて、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら進めていきます。

(1) 子ども・若者の居場所づくり

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
157	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が労働、疾病等により昼間家庭にいない小学生を対象に適切な遊びや生活の場を提供する。	施設数 13 か所	子ども育成課
			施設数 13 か所	
158	【新規】 学童クラブ昼食提供事業	小学校の長期休業期間中に、学童クラブにて弁当形式の配食を前提とした昼食提供事業を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
159	放課後子供教室の充実	放課後に小学校の余裕教室等を活用した、放課後子供教室を運営する。また、放課後子供教室と学童クラブの連携型プログラムを実施する。	実施	文化振興課 子ども育成課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
160	児童館の充実	子どもたちの安全で安心できる遊び場、交流の場であり、また、乳幼児及びその保護者の居場所として充実を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
161	認可保育所の園庭開放	日時等を指定し、園庭を地域の子どものための交流の場として開放するとともに子育ての相談等を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
24	幼児対象子育て支援事業 (再掲)	幼稚園の園庭を定期的に開放し、幼児に集団で遊ぶ機会を与え、保護者同士の交流を図る。	実施	子ども育成課
			継続	
162	子ども食堂推進事業	地域の子ども・若者や子育て家庭が気楽に立ち寄り、食事を通して多世代の交流を行う子ども食堂を運営する民間団体等に対し経費の一部を補助する。	実施件数9か所 開催回数2～4回/月	子ども子育て支援課
			実施件数14か所 開催回数4回/月	
163	【新規】 健やかひろば事業	市内児童館や地区会館を活用し、就学前の子どもとその保護者へ安心・安全な遊び場、子育て相談ができる居場所を提供する。	延べ年間開催回数 190回 年間参加人数 延べ2,600人	子ども子育て支援課
			延べ年間開催回数 220回 年間参加人数 延べ2,800人	
164	【新規】 子どもの遊び場の充実	地域資源を生かし、子どもが誰でも安全に外遊びができる遊び場の充実を図る。	未実施	子ども育成課 子ども政策課
			実施	
165	【新規】 子ども・若者の視点 に立った居場所づくり	子どもや若者が勉強したり、安心して過ごしたりすることができる居場所づくりを進める。	未実施	子ども政策課
			1か所	
15	【新規】 重層的支援体制整備事業 (再掲)	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。	検討	福祉総務課
			実施	

(2) 公園・広場等の整備

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
166	公園・児童遊園・運動広場の整備	市内の施設内の遊具等の健全度調査を運動広場等管理点検にて実施する。	遊具等の健全度割合 69.1%	環境課
			遊具等の健全度割合 85.0%	
167	屋外体験学習広場	狭山丘陵の自然を生かし青少年に対して自然体験や自主性、協調性を養うための体験学習の場を提供するため、屋外体験学習広場の維持管理を行う。	実施	文化振興課
			継続	
168	親水緑地広場整備事業	治水上の安全性の確保や市民の身近な親水空間としての緑化の推進や多自然川づくりのため、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備する。	7か所	環境課
			8か所	

基本目標5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援

1 児童虐待の防止の推進

【現状と課題】

本市では、子どもの人権が守られるよう、児童虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークを強化し、また、子ども家庭センターによる総合相談や様々な子育て支援の事業等により、児童虐待を未然に防ぐことに努めてきました。

生活実態調査では、子どもの経験について、「一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある。または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある」子どももおり、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障害等の様々な困難が背景にある場合があります。

【方向性】

子ども家庭センターが中心となり、保育園、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、地域のネットワークと連携して継続的に支え、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
2	子ども家庭センター事業 (再掲)	利用者支援事業として、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の設置意義や機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「子ども家庭センター」において、更なる支援の連携の強化、充実を図る。	実施	子ども子育て支援課
			拡充 (子ども家庭ソーシャルワーカーの設置)	
37	養育家庭制度の周知及び理解と協力の促進 (再掲)	親の虐待や病気等の理由により親元で暮らすことのできない児童を家庭に代わって養育する養育家庭制度の周知及び養育家庭に関わる人の理解と協力の促進を図るため、里親体験発表会や研修等を実施するとともに、市イベント等での周知広報を行う。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
169	児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待の早期発見、早期対応を目指し、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを推進する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

2 ひとり親家庭への支援

【 現状と課題 】

子どもの健やかな成長が妨げられないことがないよう、ひとり親家庭に対する福祉サービスや経済的支援を行ってきました。

ひとり親家庭ニーズ調査では、ひとり親家庭の89.1%が母子家庭となっており、保護者自身の困りごとで最も多いのは「家計のこと」となっています。

ひとり親家庭への支援について必要と思うものとして、「経済的支援の充実」を挙げた人の割合が77.7%と最も高く、次いで「就労支援の充実」が29.1%となっています。児童手当や子どもの医療費助成制度等に関する支援制度については、「知っている」と答えた人が多く、認知度が高い状況にあります。

また、困りごとや悩みごとの相談相手は、「自分の親族」が47.9%、次いで「自分の友人・知人」が40.4%となっています。相談しない人が14.0%となっており、その人の相談しない理由では「相談できる人がいない」の割合が59.5%となっています。

【 方向性 】

ひとり親家庭等に対しては、引き続き児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。

また、ひとり親に対する様々な相談支援により、関係機関が連携して必要な支援につなげていきます。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
170	ひとり親家庭家事 育児サポーター事 業	小学校6年生までの児童のいるひとり親家庭を対象に、家事育児サポーターが日常生活の世話等必要な支援を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
171	母子生活支援施設 保護	母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子を共に入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
172	母子・父子自立支援 及び女性相談支援 員事業	ひとり親家庭等困難な問題を 抱える家庭の相談に応じ、自 立に必要な情報提供及び相談 指導等、職業能力の向上及び 求職活動に関する支援を行 う。	実施	子ども育成課 子ども子育て 支援課
			継続	
173	児童扶養手当	18歳に到達した年度末まで の児童(児童に障害のある場 合は20歳未満)を養育してい るひとり親家庭の父母(重度 の障害がある場合を含む。)又 は養育者に手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
174	児童育成手当	児童の心身の健やかな成長に 寄与することを目的に、ひと り親家庭等で18歳に達した 日の属する年度の末日以前の 児童や20歳未満で重度の障 害のある児童を養育している 方に手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
175	ひとり親家庭医療 費助成事業	ひとり親家庭等に対して、医 療費の一部を助成し、保護者 の負担軽減と保健の向上等を 図る。	実施	子ども育成課
			継続	
176	ひとり親家庭への 各種制度の広報・啓 発	ひとり親家庭の生活の安定 と、その児童の福祉を図るた め、経済的支援策等各種制度 について広報・啓発する。	実施	子ども育成課
			継続	
177	母子家庭等高等職 業訓練促進給付金 及び高等職業訓練 修了支援給付金	母子家庭の母又は父子家庭の 父が自立に向けた就業を容易 にするために必要な資格の取 得を促進するため、母子家庭 等高等職業訓練促進給付金を 支給する。 また、養成訓練を修了した場 合においては、養成機関への 入学時における負担を考慮し た高等職業訓練修了支援給付 金を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
178	母子家庭及び父子 家庭自立支援教育 訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の 父が就労するために必要な教 育訓練を受講した場合、本人 が対象教育訓練に支払った費 用の60%に相当する額を支 給する。	実施	子ども育成課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
179	母子及び父子福祉 資金の貸付	20歳未満の子ども等を扶養 している母子家庭の母又は父 子家庭の父等を対象に生活資 金、就学資金、就学支度資金 の貸付を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	



3 障害児施策の充実

【 現状と課題 】

乳幼児の障害の早期発見に努めるとともに、相談体制、福祉サービス・手当等の充実、学習環境の整備などにより、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進してきました。

子育て支援に関するニーズ調査（自由意見）では、個々の障害の程度によって相談が適切に受けられる場所を望む意見がありました。また、障害を持つ子ども自身やその家族へのサポート体制や相談支援の充実を求める意見が挙がっています。

【 方向性 】

障害や発達の特徴を早期に発見し、適切な支援につなげていくとともに、経済的支援を引き続き実施します。

障害児の学習環境を整備し、インクルーシブ教育を推進するとともに、専門的支援が必要な子どもへの対応のため関係機関の連携を推進します。

(1) 障害の早期発見と家庭での養育の支援

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
71	妊婦健康診査及び 新生児聴覚検査等 (再掲)	妊婦の健康管理を助け、妊婦及び乳幼児の死亡率低下、障害発生の予防等を図るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金による基金を用いて、妊婦健康診査を実施する。新生児聴覚検査は、おおむね生後3日以内の全ての新生児を対象に出生した分べん取扱機関等で実施する。その他先天性代謝異常等検査は、生後5日目～7日目の新生児を対象に、スクリーニング検査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
72	精密健康診査 (再掲)	妊婦健康診査、乳幼児健康診査の結果、精密健康診査の必要が認められた妊婦、乳幼児に対して公費負担で精密健康診査を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
73	こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業及び妊産婦・新生児等訪問指導(再掲)	妊産婦・乳児がいる家庭を保健師又は助産師等が訪問し、妊産婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等について、指導・助言を行うほか、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。	訪問率 99.1%	子ども子育て支援課
			訪問率 100%	
74	乳幼児健康診査(再掲)	身体発育、運動機能、精神発達の状況等を診査し、栄養、歯科、育児等に関する指導を実施する。なお、乳幼児健康診査は、3か月～4か月児、1歳6か月児、3歳児において実施する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	
174	児童育成手当(再掲)	児童の心身の健やかな成長に寄与することを目的に、ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害のある児童を養育している方に手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
180	特別児童扶養手当	20歳未満で日常生活に著しい制限を受ける状態にある児童を監護し、又は養育している父母又は養育者に対し、手当を支給する。	実施	子ども育成課
			継続	
181	障害児福祉手当	心身に重度の障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施	障害福祉課
			継続	
182	心身障害児福祉手当	心身に障害のある児童に手当を支給し、児童の福祉の向上に寄与する。	実施	障害福祉課
			継続	
183	中等度難聴児発達支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児(聴力レベルが軽度又は中等度)に対し、補聴器の購入費用の一部を助成する。	実施	障害福祉課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
184	重度身体障害者 (児)住宅設備改善 費給付事業	在宅の重度身体障害者(児) に対し、居住する住宅設備改 善工事に要する費用を給付す る。	実施	障害福祉課
			継続	
185	障害者(児)日常生 活用具給付事業	障害者(児)に特殊寝台、移 動用リフト等、日常生活用具 を給付する。	実施	障害福祉課
			継続	
186	心身障害者(児)ガ ソリン費等助成事 業	心身障害者(児)が使用する 自動車の運行に要するガソリ ン費及び軽油費の一部を助成 する。	実施	障害福祉課
			継続	
187	福祉タクシー事業	電車、バス等の交通機関を利用 することが困難な心身障害 者(児)が、市と福祉タクシ ー事業に係る契約を締結した 事業所のタクシーを利用する 場合にその利用料金の一部を 助成する。	実施	障害福祉課
			継続	
188	心身障害児医療費 助成事業	心身障害児に係る医療費の一 部を助成する。	実施	障害福祉課
			継続	
189	医療的ケア児支援 のための協議の場	人工呼吸器、経管栄養、たん 吸引等の日常生活に医療を要 する障害のある子どもの地域 における支援のための協議の 場を設け、保健、医療、障害 福祉、保育、教育等の関係機 関等の連携の一層の推進を図 る。	未実施	障害福祉課
			設置	
190	児童発達支援セン ター	日常生活の基本的な動作及び 知識技能の習得、集団生活へ の適応支援等を行う児童発達 支援センターと継続して連携 し、障害児やその家族を支援 する。	1か所	障害福祉課
			1か所	
191	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある 児童に対する集団生活に適 応するための訓練や施設職員 に対する支援方法の指導等を行 う。	実施	障害福祉課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
192	児童発達支援事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保する。	1か所	障害福祉課
			1か所	
193	放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する。	1か所	障害福祉課
			1か所	
194	発達障害児個別支援ファイル(むさしむらやまマイファイル)の普及・啓発	発達障害のある方やその家族がライフステージの変化に左右されず円滑に情報共有が図れるよう医療機関の受診履歴や成育歴などを書き込むマイファイルの活用を図る。	実施	障害福祉課
			継続	

(2) 学習環境の整備と自立の支援

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
195	障害者就労支援センター事業	障害者(児)の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けることができるよう、就労面と生活面の支援を実施する。	実施	障害福祉課
			継続	
196	保育所等巡回指導・相談事業	保育所等に在籍する配慮を要する児童等の保育・教育を支援するため、相談員が各施設での児童の状況等を観察の上、関係職員に具体的な指導方針等について助言や相談を行う。	実施	子ども育成課
			継続	
197	特別支援教育巡回相談	各学校からの要請に応じて小・中学校を巡回相談員が巡回し、行動観察等により児童・生徒一人一人のニーズを把握し、専門的な見地から教育上特別の支援を必要とする児童生徒に係る指導の内容及び方法等について、助言又は援助を行う。	実施	教育指導課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
198	特別支援教育支援員	学校生活を営む上で支援を必要とする障害のある児童又は生徒が在学する学校に、当該児童生徒の介助その他の支援を行う特別支援教育支援員を配置する。	実施	教育指導課
			継続	
199	特別支援教育就学奨励費の支給	特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、学用品費や校外活動費などの一部を援助する。	実施	教育総務課
			継続	
200	特別支援学級	小・中学校に障害種別に応じた特別支援学級を設置し、充実した教育の実施を図る。	実施	教育指導課
			継続	
201	介助員の配置	特別支援学級に介助員を配置し、効率的な授業運営を図る。	実施	教育指導課
			継続	
202	特別支援教室	知的障害のない発達障害等で通常の学級での学習におおむね参加できる児童・生徒が在籍校で特別な指導を受けることができる特別支援教室を市内全小・中学校で実施する。	実施	教育指導課
			継続	
203	心身障害者（児）スポーツ教室	心身障害者（児）を対象にグラウンドゴルフ教室等を実施する。	実施	スポーツ振興課
			継続	

4 生活困難を抱える子ども・若者と子育て家庭への支援

【 現状と課題 】

本市では、子どもの貧困対策の一環として、生活困窮の状態にある家庭の子どもが不利益を被ることがないように、「武蔵村山市子どもの未来応援プラン」を推進し、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる環境の整備を図ってきました。

子育て支援に関するニーズ調査では、経済的な理由で食料・衣類を買えなかったことが、就学前児童の保護者では「よくあった」「ときどきあった」の割合は13.4%、小学生児童の保護者では20.0%となっています。

また、生活実態調査では、洗濯、掃除、料理等の家事について、小学5年生では毎日1時間から2時間行う子の割合が5.6%、毎日2時間から4時間行う子の割合が1.0%、中学2年生では、毎日1時間から2時間行う子の割合が4.7%、16歳から17歳までの子どもでは、毎日2時間以上行う子の割合が4.3%となっています。

弟や妹の世話を毎日4時間以上行う小学5年生の割合は5.6%、中学2年生の割合は2.6%、16歳から17歳までの子どもの割合は1.4%となっています。

家族の介護・看病を毎日1時間以下行う小学5年生の割合は1.5%、中学2年生の割合は0.5%となっており、16歳から17歳までの子どもでは、毎日1時間から2時間行う子の割合が1.4%となっています。

家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーは、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなどの問題があっても、子ども本人や家族に自覚がない場合もあります。

【 方向性 】

子育てや教育に関する経済的な支援を引き続き実施するとともに、生活が困難な状況にある世帯や生活保護受給世帯の自立に向けて、母子・父子自立支援員等と緊密な連携を図り、就労支援などの適切な支援につなげていきます。

また、子どもに関わる貧困や児童虐待、ヤングケアラーなど多様かつ複雑な相談に対しては、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して、早期発見に努め、必要な支援につなげていきます。

項目番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
88	【新規】 低所得妊婦初回産科受診料支援事業 (再掲)	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図ることなどを目的として、初回の産科受診料の費用を助成する。	実施	子ども子育て支援課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
204	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者を含めた多様な市民の福祉や生活に関する相談に積極的かつ総合的に対応するとともに、就労支援を含む自立に向けた支援を行う。	実施	福祉総務課
			継続	
205	生活困窮者就労支援事業	生活困窮者を対象として、プラン作成、求人開拓、職業安定所への同行、就職後のフォローアップ等の支援を行う。	実施	福祉総務課
			継続	
56	生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業 (再掲)	生活困窮者及び生活保護受給者のうちひきこもり等の理由で生活リズムが崩れている等、就労に向けた準備が必要な方を対象として、一般就労の準備に向けて、パソコン教室や屋外のウォーキング、ビジネスマナー研修などの支援を実施する。	生活困窮者 支援人数 13人 生活保護受給者 支援人数 30人	福祉総務課 生活福祉課
			生活困窮者 支援人数 15人 生活保護受給者 支援人数 33人	
206	ケースワーカーによる生活相談・援助	生活保護受給世帯に対し、生活保護ケースワーカーが相談・援助を行う。	実施	生活福祉課
			継続	
207	生業扶助(高等学校等就学費、技能修得)	生活保護受給世帯に対し生計を維持するための小規模な事業に必要となる費用や技能を修得するための費用援助の一環として、義務教育ではない高等学校等の就学費用等を援助する。	実施	生活福祉課
			継続	
208	教育扶助(教材代、学習支援等)	生活保護受給世帯の児童が義務教育を受けるときの扶助を行う。	実施	生活福祉課
			継続	
209	被保護者自立促進事業(次世代育成)	生活保護受給世帯の児童・生徒を対象とし、次世代育成の観点から、自立支援プログラムに基づく学習塾等への通塾や夏季・冬季講座、通信講座、補習講座等の受講等に要する経費又は大学等受験料の一部を支給する。	実施	生活福祉課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
57	被保護者自立促進 事業（就労支援） （再掲）	就職活動に取り組む生活保護 受給者に、就職活動をするた めの費用を補助する。	実施	生活福祉課
			継続	
210	被保護者就労支援 事業	就労の支援に関する問題につ き、被保護者からの相談に応 じ、必要な情報の提供及び助 言を行う。	実施	生活福祉課
			継続	
211	生活保護受給世帯 に対する健全育成 経費交付事業	生活保護受給世帯に属する児 童・生徒に対し、健全育成経 費を交付することにより、当 該児童・生徒の心身の健全な 育成を図る。	実施	生活福祉課
			継続	
212	家計改善支援事業	家計の状況の把握が難しい 方、収入と支払いのバランス がとれていない方、債務や滞 納を抱えている方などに対し て、自身で家計管理ができる よう相談にのるほか、利用者 ごとに個別の計画を作成し、 必要に応じて他機関の専門家 や社会福祉協議会に支援をつ なぐ。	実施	福祉総務課
			継続	
213	就学援助費の支給	経済的な理由により、教育費 の支払いが困難な世帯に対し て、学用品費や校外活動費な どの一部を援助する。	実施	教育総務課
			継続	
214	女性福祉資金の貸 付	配偶者のいない女性を対象に 資金の貸付を行う。	実施	子ども子育て 支援課
			継続	
215	住居確保給付金の 支給	離職等により住居を失った （失うおそれがある）方で、 就労能力と就労意欲のある方 に3か月を限度（一定条件に より延長可）として住居確保 給付金を支給する。	実施	福祉総務課 生活福祉課
			継続	
116	受験生チャレンジ 支援貸付事業 （再掲）	受験費用等の捻出が困難な一 定所得以下の世帯に対して、 学習塾等の費用や受験費用の 貸付を行う東京都の受験生チ ャレンジ支援貸付事業の利用 相談や申請手続の支援を行 う。	【貸付件数】 学習塾等費用 52 件 受験料 59 件	福祉総務課
			【貸付件数】 学習塾等費用 78 件 受験料 78 件	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
61	子どもの医療費助成事業 (再掲)	0歳から18歳の年度末までの全ての子どもの医療費の無償化を引き続き実施する。	拡充	子ども育成課
			継続	
216	【新規】 ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラーの詳細な実態把握調査を実施するとともに、関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となるコーディネーターを配置し、本人や家族、関係機関等からの相談に応じ助言等を行う。併せて、福祉、介護、医療、教育等が連携し、適切な支援につなげる。	コーディネーターの養成	子ども子育て支援課
			実態調査の実施 コーディネーターの配置	
15	【新規】 重層的支援体制整備事業 (再掲)	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。	検討	福祉総務課
			実施	

5 海外から来た子ども・若者と子育て家庭への支援

【 現状と課題 】

外国人世帯の子どもや外国から帰国又は来往した子どもが、地域で安心して生活できるよう、外国語対応等に努めてきました。

本市の総世帯数に対する外国人のいる世帯（外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯）の割合は、平成31年から令和6年までの5年間で、3.67%から4.67%へ1.00ポイント上昇しています。

【 方向性 】

今後も引き続き、学校における日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進していきます。また、外国語による情報提供に努めます。

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
107	帰国子女等指導事業 (再掲)	外国から帰国又は来往した児童・生徒が、日本の社会生活に適應できるよう、小学校に設置された日本語学級に帰国子女等指導助手を配置し、日本語の指導、助言及び生活指導を実施する。	実施	教育指導課
			継続	
217	外国語版ホームページの運用	市ホームページに翻訳機能を備え付け、外国人居住者が住みやすい環境づくりに努める。	実施	秘書広報課
			継続	
218	子ども・子育てナビ (アプリ)の外国語対応	予防接種や健康診査の予定、子育て関連情報の外国語対応を行う。	実施	健康推進課 子ども子育て 支援課
			継続	
219	パンフレット等へのやさしい日本語・外国語併記	各種ガイドブックやパンフレットへの外国語併記や、やさしい日本語の使用などにより必要な情報を提供し、多文化共生のまちづくりを推進する。	実施	協働推進課 子ども子育て 支援課 ごみ対策課
			継続	
220	タブレット端末を活用した多言語通訳	日本語による意思疎通が困難な外国人住民に対して、タブレット端末を活用して多言語通訳を行うことにより、窓口サービスの充実を図る。	実施	協働推進課
			継続	

項目 番号	事業	事業内容	令和6年度 (現状)	担当課
			令和11年度 (目標)	
221	多文化共生推進事業協力員制度	多文化共生推進事業に協力する職員として、日本語を話せない外国人が来庁した際又は電話対応時の通訳や、外国語の翻訳に協力する。	登録者数6人	協働推進課
			登録者数10人	